

令和2年度第1回長浜市しょうがい福祉推進協議会 会議概要

日 時：令和2年7月13日（火）14：00～16：00

場 所：長浜市役所1階 多目的ルーム4

出席者：【委員】中村委員(座長)、山崎委員(副座長)、林委員、雑賀委員、崎邊委員
北川委員、太田委員、佐野委員、喜多委員、橋爪委員

【事務局】健康福祉部：福永部長、長谷川次長

しょうがい福祉課：細川、中上、磯貝、中川、服部

欠席者：安賀委員、筧委員（2人）

《開会》

1. あいさつ

長浜市健康福祉部長から開会の挨拶があった。

2. 自己紹介

人事異動により交代された委員から自己紹介があった。

事務局から欠席委員の報告、事務局の自己紹介があった。

3. 座長・副座長の確認について

昨年度に引き続き、座長に中村委員、副座長に山崎委員と確認された。

4. 議事

(1) 長浜市しょうがい福祉プランについて

別紙資料により事務局から説明があった。

委員からの主な意見は下記のとおり。

(委員)

長浜市としての特色、軸になるものはなにかというのがすごくわかりにくい。(圏域で入所定員が10名減ったことに関して)「入所から地域の生活」という考え方がある中、移行の取組もままならない中で、10名の施設入所支援の定員が減らされた事例は、これが地域移行を推進するという理由であれば、歓迎すべきことであると考えているが、女性職員の確保が困難であるという理由であるならば、あまりにも消極的理由すぎるなどと思う。

これから福祉のサービスは型どおりのことをやっても魅力がないんだな、だからどこにもない、長浜だけの独自の福祉の軸がみえてないなどと思う。しょうがい福祉の考え方というものは、しょうがい当事者よりに近づいてきているなどは感触としてある。自己決定の尊重が重要視されることはうれしいことだが、一方、成年後見制度の運用を巡っては、基本にお金、財産等を計算できな

い、管理できない人に対して介入するという、それを利用促進するという国の指針に基づいて、どんどん（利用させる）現実的にはしょうがい者の尊重と自己決定からは離れていると感じるので、この制度の評価については慎重に考えていただきたい。

長浜市が軽視していたセルフプラン、計画相談というものの質をいかに担保することが難しいか、それにプラスして、当事者の意思決定を選択など、選べるサービス等を提案することは大変なことなのに、国の制度設計のように、たくさんの計画相談事業所をつくって、しかもたくさんの相談件数を受けることがいいとは自分は思わないが、でもバタバタ感もなく、すぐに自分のところは飽和状態であるといってしまう、いっばいで新規を受けられないといってしまう。これは我々が提唱したセルフプランと対峙するというか、セルフプランでやっていくのか、計画相談で国のような相談体制でやっていくのかということ、いい意味で競い合えればよかったのと思う。自分があと20歳若ければ、国のつくる制度とは違うセルフプラン、本当にしょうがい者が自立や地域生活をエンパワメントしていくことを育てていくようなものをみんなで作り上げることを目指したと思う。

国は、セルフプランを計画実施率をあげることだけにつかっている、自分たちの思うセルフプランの形とは違っている。プランの中にセルフプランのことが標記されていることは嬉しいが、標記されてはいるが真のセルフプランの実現を目指しているとは思えず、まだ書いていないほうがよいとも思う。

(座長)

いろいろな見解があるが、福祉の人材が足りないというのは確かであると思う。また自己決定の尊重の部分について、中身が伴っていないのではないかというご意見であったかと思いますが。

(事務局)

当市はC I L活動も盛んであり、その成果もあって、相談支援専門員も含む関係者が、当事者の意思決定について尊重されている方が多いと感じています。計画相談の導入時より、やみくもに実施率100%を目指すのではなく、質の充実も同時に進めてきました。委員からご意見のありました、成年後見制度を活用することで、かえって当事者の意思決定が阻害されることの無いよう、さらに相談支援専門員の質の向上を目指して基幹相談支援センターと連携していきたいと考えております。標記方法については検討させていただきます。

(委員)

福祉人材の確保のアクションプランへの明記はありがたいと思っている。人材不足については喫緊の課題ととらえており、求職者の方にどのようにして介護職に目を向けてもらうかがこれから課題である。長浜市では就職され一定期間、福祉施設で就労され定着された場合に、資格取得に補助をだす制度があると聞いており、その制度などの周知が進めばよいと思う。

重度しょうがい者に対する支援について、精神しょうがいの方や発達しょうがい

の方が増加傾向にある中、労働関係での助成金等の拡充が図られている中で、なぜ重度しょうがい者の方のみに着目されたのか参考にお聞かせいただきたい。

(事務局)

重度しょうがい者の通勤・職場における支援については、労働関係助成金の拡充だけではなく、しょうがい福祉施策においても、地域生活支援事業の中で制度が新設されているためです。

(委員)

資料でもあるとおり、軽度の精神しょうがいの方や知的しょうがいの方、あるいは発達しょうがいの方が増加しているというのは感じている。そういう方々は、大人になってからというより、健診などで子どもころに指摘されているのではないかと思う。

そうすると5つの柱の要素の中の、『すこやか』や『はぐくむ』、特に『はぐくむ』については重症心身しょうがい児のことが書かれているが、数としては発達しょうがいの方が多いため、児童発達支援や放課後等デイサービスの活用など、発達しょうがい者の方の支援についても明記していったほうがよいのではないか。

(事務局)

発達しょうがいの方に対する支援の明記については検討させていただきます。

(座長)

発達支援室の設置に関して、プランの中で標記のしかたが変わってくるのか。

(事務局)

新たに取り組むこともありますので、見直し部分はあると考えています。

(委員)

スクールバスに乗ることができない医療的ケア児の通学に関するレスパイト支援については実施困難ではないか。ヘルパー1人の同乗では医療的なケアはできないのではないか。

(事務局)

昨年までは、滋賀県のモデル事業として実施されていたものであり、運転と乗降介助を兼ねるヘルパーと、医療的ケアを行う訪問看護事業所の看護師の2名で実施する事業であり、急変に備えて安全性を確保した事業となっています。

(2) しょうがい者虐待防止について

資料(資料については個人情報を含むため公表なし)により、虐待の個別事例について事務局から説明があった。

個別事例の対応について、委員からご意見をいただいた。

(3) その他

令和2年4月より設置された『発達支援室』に関して事務局から報告があつ

た。

委員からのご意見、質問はなかった。

事務局より、次回会議予定として、令和2年10月中旬から11月上旬として
いることを報告し、日程調整についてご協力を依頼した。

5. 閉会

長浜市健康福祉部次長から閉会の挨拶があった。

《終了》